

定 款

株 式 会 社 サ ン エ ー

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条（商号）

当社は、株式会社サンエーと称し、英文では、S A N - A C O . , L T D . と表示する。

第 2 条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 衣料品、寝装品、日用雑貨品、家具製品、電気製品、玩具、靴および履物の製造および販売
- 2 食品、塩、酒類、煙草、米穀、古物、切手、印紙および高圧ガスの販売
- 3 医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機械器具の製造および販売
- 4 工具、計量機器、光学機器、時計、眼鏡、宝石、貴金属、美術工芸品の加工および販売
- 5 楽器、教材器具、書籍、事務用品、スポーツ用品、自転車ならびに各種子供用乗物および園芸用品の販売
- 6 惣菜の製造、販売ならびに生鮮食料品の加工販売
- 7 上記各号商品の輸出入業
- 8 家庭用電気製品、石油器具、ガス器具、厨房台所用品、住宅設備機器、太陽光発電設備、充電設備、給排水設備、空調設備機器、衛生用機器、農業用機器、防災および安全に関する設備機器の販売、施工、付帯工事
- 9 飲食店、喫茶店、興行場、遊技場、ホテルおよび結婚式場の経営
- 10 旅行斡旋業、広告代理店業、損害保険代理店業、クリーニング業、駐車場および薬局の経営
- 11 不動産の売買ならびに仲介および不動産の賃貸業
- 12 観葉植物の植栽売買および賃貸
- 13 前各号に附帯する一切の業務

第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を沖縄県宜野湾市に置く。

第 4 条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 5 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、72,000,000株とする。

第 6 条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会の決議によって市場取引により自己株式を取得することができる。

第 7 条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第 8 条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第10条（株式取扱規程）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第11条（基準日）

当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするることができる。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

第13条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第14条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第19条（取締役の員数）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、11名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
- 4 当社は、取締役会の決議によって、相談役を置くことができる。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第25条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（業務執行の決定の取締役への委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第28条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第31条（取締役の責任免除）

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

第32条（監査等委員会の設置）

当社は、監査等委員会を置く。

第33条（常勤監査等委員）

監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第34条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第35条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第36条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第37条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第38条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

第39条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第40条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第41条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第42条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第43条（期末配当金）

当社は、株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第44条（中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第45条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付けない。

附 則

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

第47期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。

第2条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。